

## 岡崎市不妊治療費補助 Q&A

Q1：補助対象の先進医療が知りたい。

A1：令和8年4月1日時点で対象となる先進医療は、以下の11種類となります。

- (1) 子宮内膜刺激術(SEET 法)
- (2) タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養
- (3) 子宮内膜擦過術(子宮内膜スクラッチ)
- (4) ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術(PICSI)
- (5) 子宮内膜受容能検査1 (ERA)  
子宮内膜受容能検査2 (ERPeak)
- (6) 子宮内細菌叢検査1 (EMMA、ALICE)
- (7) 強拡大顕微鏡による形態学的精子選択術(IMS)
- (8) 二段階胚移植術
- (9) 子宮内細菌叢検査2 (子宮内フローラ検査)
- (10) 膜構造を用いた生理学的精子選択術  
(マイクロ流体技術を用いた精子選別)
- (11) 着床前胚異数性検査(PGT-A)

※今後、新たな治療・技術が先進医療として追加される場合もあります。先進医療の最新情報については、厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関一覧」でご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikanO2.html>

Q2：「一連の治療」とは何か知りたい。

A2：医師が「治療計画」を作成した日から妊娠判定をした日または医師の判断に基づき、やむを得ず不妊治療の中止を判断した日までの一連の過程。

Q3：「治療開始日」とは何か知りたい。

A3：医師が「治療計画」を作成した日です。

Q4：「治療終了日」とは何か知りたい。

A4：今回の不妊治療の妊娠を判定した日または医師の判断に基づき、今回の不妊治療の中止を判断した日です。

Q5：補助金額を知りたい。

A5：保険診療で実施した生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）と併用して実施した先進医療に要した費用の総額に、10分の7を乗じた額（1,000円未満切り捨て）もしくは5万円（上限額）の、いずれか低い方の金額を補助します。

先進医療に要した費用の総額は、「岡崎市不妊治療費補助金交付事業受診等証明書」（様式第2号）に記載されています。

（例）先進医療の費用の総額が51,000円だった場合

$51,000 \text{円} \times 7/10 = 35,700 \text{円} \rightarrow 35,000 \text{円}$ （1,000円未満切り捨て）

（例）先進医療の費用の総額が130,000円だった場合

$130,000 \text{円} \times 7/10 = 91,000 \text{円} \rightarrow 50,000 \text{円}$ （上限額5万円のため）

Q6：他の自治体で同様の補助を受けたが、申請できるか知りたい。

A6：今回の治療について、他の自治体ですでに補助を受けた治療を再度で二重に申請することはできません。

Q7：年齢制限があるか知りたい。

A7：保険診療として実施される治療の規定に準じます。保険診療で実施される治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満が補助対象となります。

Q8：夫婦が別世帯（別居）で申請可能か知りたい。

A8：申請日時点において、夫婦の両方またはいずれか一方が岡崎市に住民票があれば、夫婦別居の場合でも申請可能です。

夫婦が別世帯（別居）の場合、①夫婦であることを証明できる書類「戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）」、②住所を証明する書類「市外にお住まいのかたの住民票の写し」の提出が必要となります。

Q9：事実婚夫婦で申請可能か知りたい。

A9：申請日時点において、夫婦の両方または一方が岡崎市に住民票があれば、事実婚夫婦の方も申請可能です。

事実婚の場合、①重婚でないか確認できる書類「それぞれの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）」、②同世帯であるか証明できる書類「住民票の写し」（住民票で事実婚関係が確認できるかたは不要です）、③「事実婚関係に関する申立書」（様式第3号）の提出が必要となります。

※事実婚夫婦で別世帯の場合は、「事実婚関係に関する申立書」（様式第3号）に別世帯になっている理由の記載が必要です。

Q10：夫婦が外国籍で申請可能か知りたい。

A10：申請日時点において、夫婦の両方またはいずれか一方が岡崎市に住民票があれば、外国籍の夫婦のかたも申請可能です。その国の婚姻関係を確認できる書類をご準備用意してください。（住民登録時に婚姻関係を確認できる書類を提出しており、住民票で確認できる場合は省略ができます。）

Q11：保険診療で行われた生殖補助医療（体外受精及び顕微授精等）は、補助対象となるか知りたい。

A11：生殖補助医療は、補助対象になりません。

Q12：振込先の金融機関の口座名義は誰でも良いですか。

A12：様式第1号の申請者に設定したかたの名義の金融機関口座を指定してください。

Q13：申請者は夫婦どちらがなっても良いのか知りたい。

A13：岡崎市に住民票を有するかたであれば、ご夫婦のどちらが申請者であってもかまいません。ご夫婦で住所が異なる場合は、岡崎市に住民票を有するかたを申請者にしてください。

Q14：申請書の記入内容に誤りがあった場合や書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのか知りたい。

A14：申請書類に不備があった場合は、窓口申請のかたは電話または郵送で、電子申請のかたは電子申請で、書類に不備があった旨の連絡をいたします。提出期限を定めて必要書類の再提出の依頼をしますので、速やかに提出してください。期限を過ぎて提出が確認できない場合は、申請を却下とする場合がありますので御了承ください。

Q15：“夫婦が同世帯でないかた”とは、どのような場合か知りたい。

A15：単身赴任など、夫婦で住民票が別世帯の場合などが該当します。

Q16：事実婚夫婦です。“公簿で事実婚関係が確認できる”の内容について知りたい。

A16：住民登録時に事実婚である申し出をし、住民票の続柄が夫（未届）、妻（未届）の確認ができる状態等が該当します。